奨学のための給付金制度

家計急変

災害等により家計が急変し、収入が非課税相当となる世帯に対して家計急変世帯向け奨学のための給付金が支給されます。この奨学のための給付金は返済不要です。

●支給要件

1．家計急変後の保護者等の世帯が、「道府県民税所得割額および市町村民税所得割が、非課税に相当すると認められる世帯」であること。

・非課税に相当すると認められる世帯の目安
保護者等全員の家計急変後の１年間の年収見込額を推計し、支給対象となるか判断します。

世帯構成	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯
年収見込（目安）	約 204 万円以下	約 221 万円以下	約 271 万円以下	約 321 万円以下

世帯員数がこの表に該当しない場合は、学校事務室までお問い合わせください。

2．保護者等が茨城県内に在住していること。

3．高等学校等就学支援金の受給資格要件を満たすものであること。

4．基準日（令和７年７月１日）に生徒が在学していること。

※令和７年７月１日までに家計が急変した場合は、令和７年７月１日が基準日となり、令和７年７月２日以降に家計が急変した場合は、申請のあった月の翌月（但し、家計急変した日が申請のあった月の初日であるときには、申請のあった月）の１日が基準日となります。

●支給額（高校生１人当たりの年額）

1．令和７年７月１日までに家計が急変し、学校が定める期限までに申請した世帯の場合（年額）

区　　分	全日制・定時制	通信制
非課税に相当すると認められる世帯	１４３，７００円	５０，５００円

2．令和７年７月２日までに家計が急変した世帯の場合

令和７年７月１日までに家計が急変し、学校が定める期限までに申請がなかった世帯の場合

上表の年額に、申請があった日の属する月の翌月（家計急変した日が申請のあった月の初日であるときは、申請のあった月）から令和８年３月までの月数を乗じて得た額を 12 で除した金額（円未満切捨）

※例・・令和７年８月 10 日に家計が急変し８月末までに申請した場合の支給額（９月１日が基準日）

（９月～３月）→　７カ月　・・・　143,700 円×7/12　＝　83,825　円

●申請方法　等

◎申請方法：支給要件に該当し、給付金（家計急変）を希望する場合は事務室までご連絡ください。申請書をお渡しいたします。

◎申請締切：**令和７年７月 29 日（火）**　※締切後も、家計急変がありましたら随時受け付けます。

◎支給時期：申請書受付後、概ね２～３か月経過後（審査状況により前後する可能性あり）

【問い合わせ先】　茨城県立水戸農業高等学校 事務室　　TEL：029-298-6266

＜奨学給付金に係る確認フローチャート＞

全日制・定時制の場合

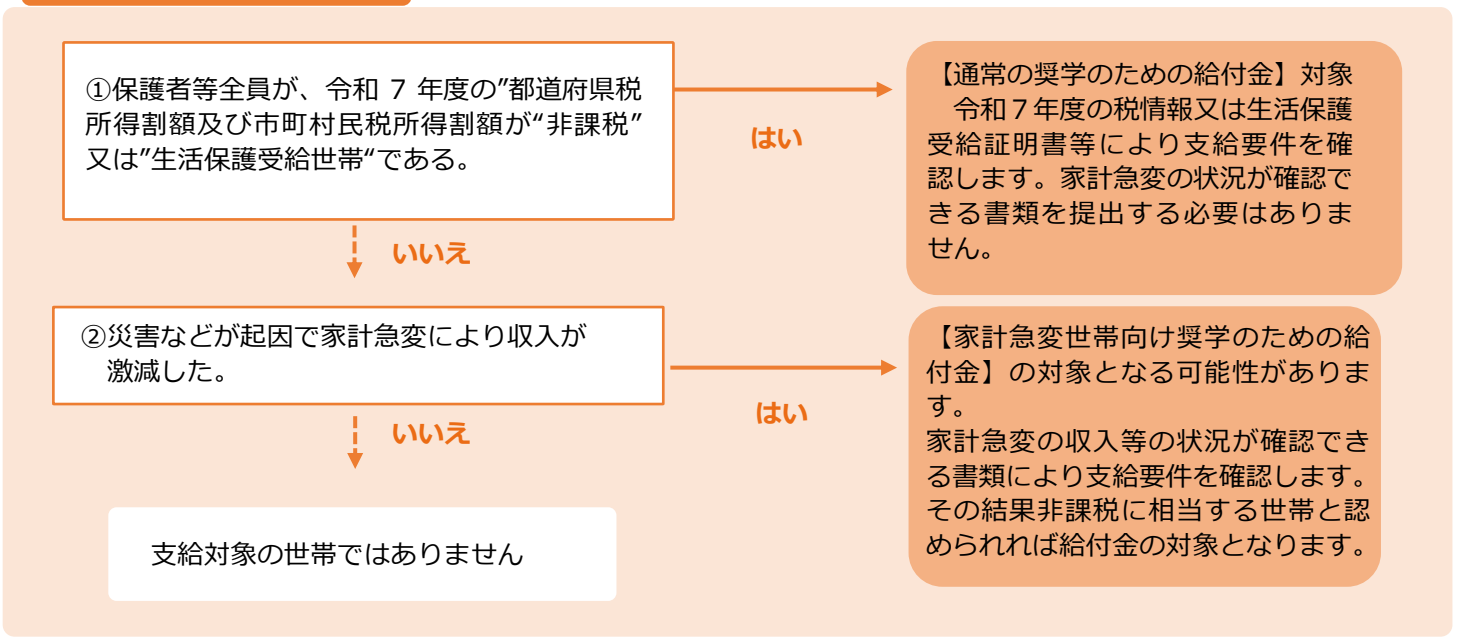

【家計急変】とは
保護者等が**災害などを起因とした失職**等による収入減などのため、収入状況が急変して高校生等の教育に必要な経費の支出が困難となった場合を指します。
ただし、災害などに起因しない定年退職などの場合は対象外となります。

●提出書類

家計急変の状況を確認し、家計急変発生後 1 年間の年収見込みを推計するため、以下のような書類の提出が必要です。

① 奨学給付金に係る家計急変状況申出書
② 家計急変の発生事由を証明する書類
　例　離職票、雇用保険受給資格証（**離職理由確認**）、解雇通知書、破産宣告通知書
③ 家計急変前及び家計急変後の収入が確認できる書類
　前収入の確認書類　市町村の課税証明書、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書
　後収入の確認書類　職場作成の給与見込み証明書、給与明細書＋収入見込み申立書
④ 世帯構成が確認できる書類
　例　世帯構成誓約書　等

【注意事項】
・上記提出書類のほか、認定処理のため追加の書類提出を求める場合があります。
・提出書類の詳細は、お問い合わせください。